

改正案		現行	
別表（第八条関係）		別表（第八条関係）	
空港等	委任事項	空港等	委任事項
<p>札幌飛行場 三沢飛行場 大湊飛行場 八戸飛行場 松島飛行場 百里飛行場 宇都宮飛行場 硫黄島飛行場 小松飛行場 浜松飛行場 明野飛行場 美保飛行場 防府飛行場 小月飛行場 徳島飛行場 小松島飛行場 築城飛行場 鹿屋飛行場</p>	<p>一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十四条の二第一項ただし書に規定する事項は、三沢飛行場、大湊飛行場及び八戸飛行場に係るものに限る。同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、防府飛行場、小月飛行場及び小松島飛行場にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）</p> <p>二 航空法第九十六条第二項に規定する事項</p> <p>三 出発する航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項</p> <p>四 到着した航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十八条に規定する事項</p>	<p>八戸飛行場 三沢飛行場 大湊飛行場 松島飛行場 百里飛行場 宇都宮飛行場 硫黄島飛行場 小松飛行場 浜松飛行場 明野飛行場 美保飛行場 防府飛行場 小月飛行場 徳島飛行場 小松島飛行場 築城飛行場 鹿屋飛行場</p>	<p>一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十四条の二第一項ただし書に規定する事項は、八戸飛行場、三沢飛行場及び大湊飛行場に係るものに限る。同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、防府飛行場、小月飛行場及び小松島飛行場にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）</p> <p>二 航空法第九十六条第二項に規定する事項</p> <p>三 出発する航空機（三沢飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項</p> <p>四 到着した航空機（三沢飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十八条に規定する事項</p>

(略)	<p>十勝飛行場 入間飛行場 下総飛行場 館山飛行場 立川飛行場 厚木飛行場 名古屋飛行場 芦屋飛行場 新田原飛行場</p>	(略)
(略)	<p>一 航空交通管制圏に係る航空法第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務及び着陸誘導管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る同法第九十八条に規定する事項（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に係るものに限る。）</p>	(略)
(略)	<p>札幌飛行場 十勝飛行場 入間飛行場 下総飛行場 館山飛行場 立川飛行場 厚木飛行場 名古屋飛行場 芦屋飛行場 新田原飛行場</p>	(略)
(略)	<p>一 航空交通管制圏に係る航空法第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務及び着陸誘導管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（札幌飛行場及び名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る同法第九十八条に規定する事項（札幌飛行場及び名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に係るものに限る。）</p>	(略)